

## 入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年（2026年）6月22日

下関市上下水道事業管理者

上下水道局長 伊南 一也

### 記

1 件名

不用品（鉄くず類）の売却

2 内容

仕様書のとおり

3 引渡期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

4 入札条件

本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「その他物品」中、営業品目（小分類）「不用品処分」に登録され、下関市内に本店があること。
- (3) 金属くず類回収業に関する条例（昭和32年山口県条例第32号）に規定する金属くず類回収業の許可を受けた者であること。
- (4) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受

け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。) でないこと。

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

#### 5 申請方法

入札参加資格確認申請書(別添1)に金属くず類回収業許可証の写しを添付し、下関市上下水道局総務課にファクシミリを使用して申請すること。

(FAX番号083-231-3338)

#### 6 申請書提出期限

令和8年6月22日(月)午前9時から

令和8年6月26日(金)午後5時まで

#### 7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和8年6月29日(月)までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

なお、参加資格があるものについては、売却物件下見の日時等を併せて通知する。

#### 8 質問の方法

ファクシミリ(FAX番号083-231-3338)によること。

質問の期限は、令和8年7月3日(金)午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

#### 9 契約条項を示す場所及び日時

##### (1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

##### (2) 日時

令和8年6月22日(月)午前9時00分から

令和8年7月9日(木)午後4時30分まで

#### 10 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年7月10日(金)午前10時00分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

#### 11 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 12 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

## 13 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

## 14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び下関市上下水道局会計規程に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 入札において使用する入札書は、別添「様式第1号」を使用すること。
- (9) 代理人に入札させるときは、別添「様式第2号」を使用すること。
- (10) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

## 仕 様 書

- 1 件名  
不用品（鉄くず類）の売却
- 2 売却物件  
鉄くず類 ※現場清掃を含む。
- 3 引渡場所  
下関市大字内日上
- 4 引渡期間  
契約締結日から令和8年9月30日まで
- 5 条件
  - (1) 売却物件の見積りに当たっては、必ず下見を行うこととし、局が指定した日時の1回限りとする。その際は局職員が立会して行う。
  - (2) 売却物件については、実地計量は行わない。下見時の現物限りとする。なお、重量に関する異議は、一切認めない。
  - (3) 落札者は、決定通知日から5日以内（土日祝日を除く）に契約締結し、納入通知書に定められた納期限内に契約金額を納入すること。
  - (4) 売却物件の引取りは、契約金額を納入した後に行うこと。また、引取時間は、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く9時30分から16時までの間とし、引取り作業開始前に局職員を立会させ、その指示に従うこと。
  - (5) 落札者は、売却物件をすべて引取り、引取り後に不用品置場内及びその周囲側溝を掃除すること。また、作業完了後に、作業完了した旨の連絡を局職員に行うこと。
  - (6) 売却物件の引取費用は、落札者の負担とする。
  - (7) 売却物件の引取りについては、落札者の責任において行うこと。また、引取り後、遅滞なく局が指定する受領書を提出すること。
  - (8) 引渡場所の周辺環境に配慮するとともに、周辺住民の生活環境の保全に努め、住民との良好な関係を保つこと。
- 6 その他
  - (1) 物件の下見は、内日第一貯水池清浄地で行う。
  - (2) 物件下見、作業立会時及び作業完了時の連絡先  
下関市上下水道局 総務課 契約係 231-8851
- 7 業務に当たっての留意事項
  - (1) 業務の履行に際しては、関係法令を遵守し、誠実に行うこと。
  - (2) 事故その他で業務を実施できないときは、直ちに報告するとともに、速やかに必要な措置を講じること。
  - (3) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
  - (4) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、これを定めるものとする。